

囲繞景観の評価手法に関する調査

Research on evaluation methods of enclosed landscape

(研究期間 平成 15 ~ 17 年度)

環境研究部 緑化生態研究室
Environment Department
Landscape and Ecology Division

室長 松江 正彦
Head Masahiko MATSUE
主任研究官 小栗ひとみ
Senior Researcher Hitomi OGURI

The Ministry of Environment added “enclosed landscape” as a new item of an environmental impact assessment in 2000. The purpose of this research is clarifying a concept of enclosed landscape on the road environmental impact assessment, and making a practical explanatory.

[研究目的及び経緯]

環境省が提示した「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告書」(平成12年8月)では、従来の「眺望景観」と並んで、新たに「囲繞景観」が評価項目に加えられた。すでに、方法書に対する知事意見において、「囲繞景観」を実施すべしとされた事例もあり、今後「囲繞景観」は項目として取り上げられることが多くなるものと予想される。そこで、本研究では、道路の環境影響評価における「囲繞景観」の取り扱いについて、その考え方を整理するとともに、調査・予測・評価手法に関する実践的な解説書を作成するものである。

[研究内容]

開放的なランドスケープを有する平地自然地域を対象として、前年度に整理した実施手順案に基づくケーススタディを行い、実施手順案で示した景観区の設定方法および調査・予測・評価手法の適用性について検証を行った。

[研究成果]

本研究では、自然環境がつくりだす空間の見え方を「景観」として捉え、自然要素が構成する空間の内部に立った時に、人間を取り巻いて見える景観像を「囲繞景観」として定義した。囲繞景観においては、特定の視対象が存在しないため、視点場も固定されず、客体と主体の位置関係により、その景観像の形や大きさは絶えず変化する。したがって、囲繞景観の評価においては、保全すべき対象を限定しない限り、検討対象は広範囲に及び可能性があり、事業による影響の把握を適切かつ合理的に行うことが困難となる。そこで、「地域特性の把握」にあたっては、図-1に示す手順案にしたがって、地形や植生等の基礎情報をもとに作成した景観の類型区分から、地域の景観特性を表す「地

域を特徴づける景観」(検討レベル: 1/50,000 ~ 1/25,000)を把握し、さらに保全の対象となる「注目すべき景観」(検討レベル: 1/25,000 ~ 1/10,000)を抽出することとした。

1) 地域を特徴づける景観

景観/空間の重要な指標となる等高線を軸に、地形および植生の分類との関係から景観の類型化を行った(図-2)。このうち、標高100m以上の地域は、自然を中心とした山地の風景であり、山林や小規模な農耕

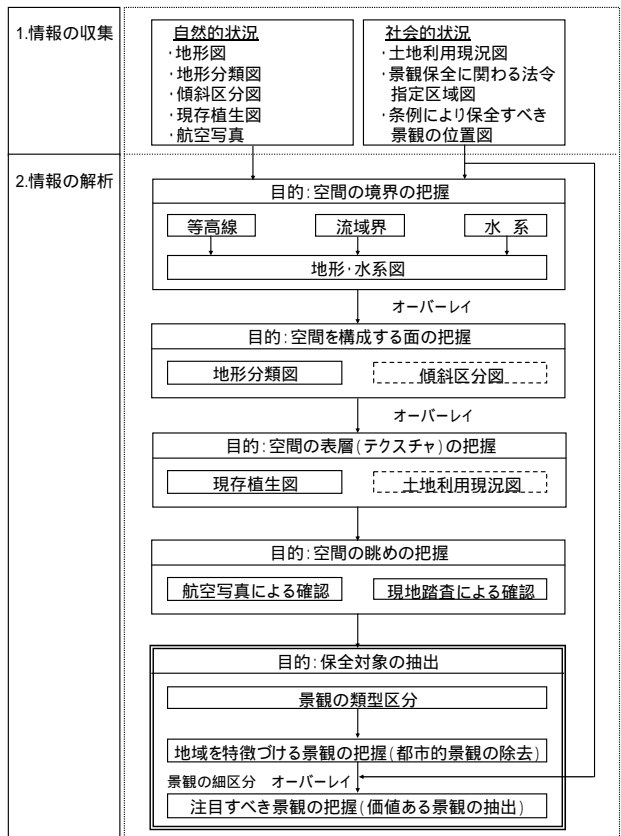


図-1 囲繞景観における地域特性の把握手順案

地によって特徴づけられる景観である。この地域の景観は、流域界によって分節されるため、山地の傾斜地と谷底の平地との関係から、「山峡の自然景観(A)」「山間の里山景観(B)」「谷戸の里山景観(C)」に区分を行った。一方、標高100m以下の地域は、人の利用を中心とした平地の風景であり、畑地・水田や市街地によって特徴づけられる景観である。この地域の景観は、標高20m~40mの範囲に形成された市街地によって分節されるため、土地利用の関係から「山裾の田園景観(D)」「平野の田園景観(E)」「市街地の都市景観(G)」「市街地の自然景観(H)」に区分し、これに「河川の水辺景観(F)」を加えた。このうち、「自然との豊かなふれあい」に関わる景観の環境要素に該当しない(G)と(H)を除外し、残りの6つの景観区分を「地域を特徴づける景観」として抽出した(図-3)。

2) 注目すべき景観

1)で区分した「地域を特徴づける景観」について、区分ごとに景観/空間特性に基づく細区分を行い、それらを単位として景観の価値を判断し、「注目すべき景観」を把握した。価値の判断にあたっては、「人為的な影響がない自然景観、または自然の秩序に合わせた土地利用がつくる里山や田園の風景は、自然の造形美を感じさせる価値を有する」との考え方を前提とし、自然公園の指定区域内の景観や、地域の景観100選等において既に価値が認められている景観を基準に、主に都市化の度合いから価値の相対評価を行った。結果は、図-4のとおりである。なお、景観価値の判断基準については、根拠を明確に示す必要があることから、今後国内の既存情報を精査し、検討を重ねる必要がある。

3) 影響範囲の想定

圍繞景観への影響範囲は、計画路線の可視領域と保全対象の関係から求められる。したがって、計画路線の可視領域のうち、計画路線の中心から500m以内の近景域に存在する「注目すべき景観」の領域で、道路構造物の限界認知距離とされる計画路線の中心から概ね3km以内の中景域を超えない範囲が影響範囲として想定される(図-5)。

4) まとめ

以上の結果から、図-1に示した「地域特性の把握」の手順により、保全の対象となる「注目すべき景観」(価値ある景観)の絞り込みが可能となり、圍繞景観のスコーピングに必要な判断ができることがわかった。
[成果の活用]

来年度に環境条件の異なる区間でのケーススタディを実施し、これらの結果から評価手法をとりまとめるとともに、解説書の作成を行う。本解説書は、評価書記載の雛形的参考資料として活用を図る予定である。

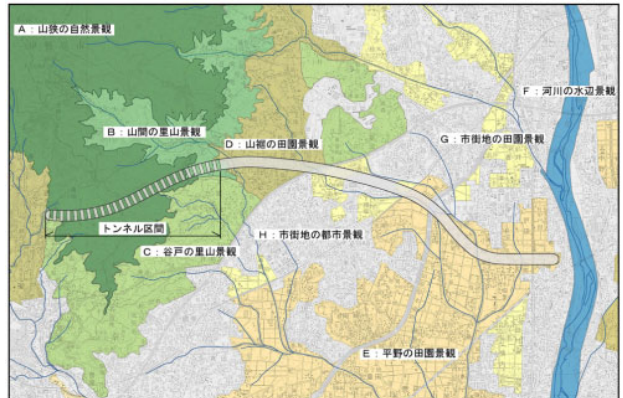


図-2 景観類型区分図

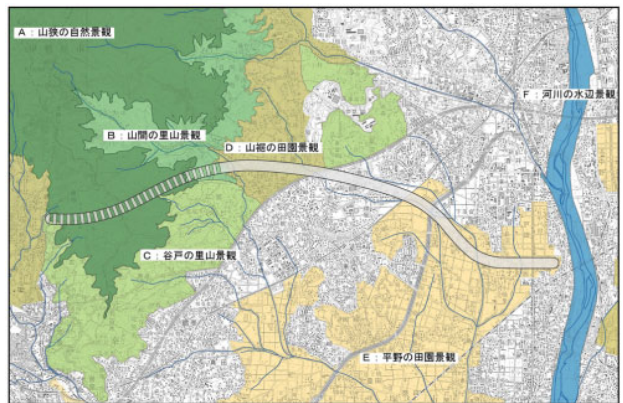


図-3 「地域を特徴づける景観」分布図

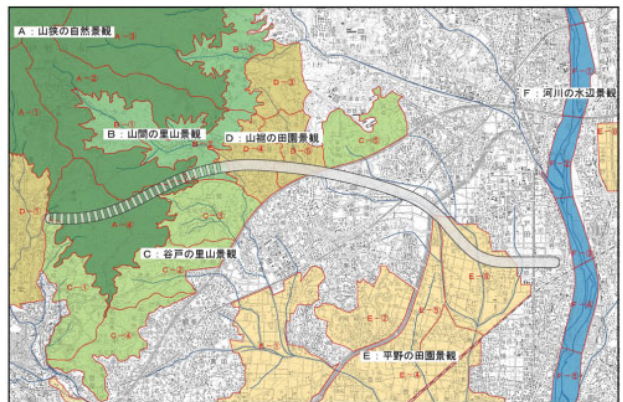


図-4 「注目すべき景観」分布図

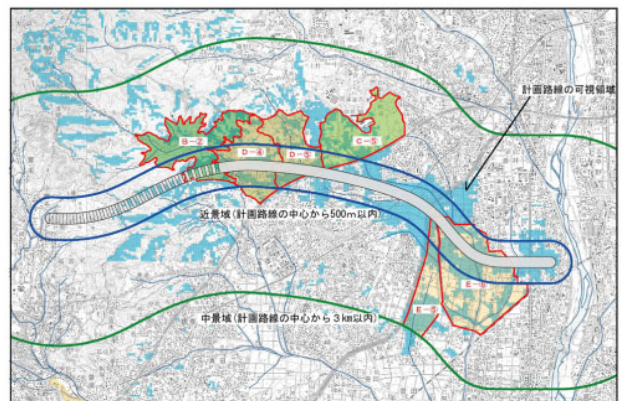


図-5 「注目すべき景観」への影響範囲図